

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明 (日立GEニュークリア・エナジー株式会社)

令和4年1月26日
原子力規制委員会

1. 経緯

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の30第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から発電用原子炉施設に係る特定機器（特定兼用キャスク[※]）の設計の型式証明申請があった。また、令和4年1月7日、令和4年1月14日及び令和4年1月20日に、日立GEから補正書の提出がなされた。

本件は、令和3年10月27日の原子力規制委員会において、三菱重工業株式会社の発電用原子炉施設に係る特定兼用キャスクの設計の型式証明申請を審議した際の議論を踏まえ（参考4）、審査の内容及びその結果を受けた型式証明について原子力規制委員会において審議するものである。

2. 原子力規制庁による審査

本申請については、令和2年4月22日の原子力規制委員会において決定されたところにより、原子力規制庁の新基準適合性審査チームが、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の規定に基づく基準（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号））のうち、申請のあった特定兼用キャスクに係る技術上の基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、本申請が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の規定に基づく基準（申請のあった特定兼用キャスクの技術上の基準に係るものに限る。）に適合しているものと認めた。（詳細は別紙1参照）

3. 対応方針

- (1) 原子力規制委員会は、原子力規制庁の審査結果を踏まえ、本申請が原子炉等規制法第43条の3の30第2項に規定する、同法第43条の3の6第1項第4号の基準（申請のあった特定兼用キャスクの技術上の基準に係るものに限る。）に適合していると認められることから、同法第43条の3の30第1項の規定に基づき、日立GEの特定兼用キャスクの型式の設計について別紙2のとおり型式証明を行うとともに、別紙3のとおり実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第105条第1項の規定に基づき、本型式証明に係る告示を行う。
- (2) 本申請と同様の構造を有し、技術的新規性が乏しい特定兼用キャスクに係る型式証明については、原子力規制委員会行政文書管理要領（平成24年9月19日）に基づき、長官による専決処理により行わせる。

[※] 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第100条第2号に規定した特定機器であり、兼用キャスクであって、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準を満たすもの（サイトに依存しない一律の地震力、津波及び竜巻に対して安全機能を維持するもの）